

((日本褥瘡学会からのお知らせとお願い))

日本褥瘡学会は、利益相反の開示（暫定）ルールを学術集会へ適用することにいたしました。

理事、倫理委員会委員長 廣瀬秀行

## 1. 定義

厚生労働科学研究における定義によると、利益相反( Conflict of Interest, COI と略す場合がある)とは外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をさします。

## 2. 日本褥瘡学会の立場

- ・ 産官学での研究は必要です。
- ・ 企業や団体との関係を明確にするために行っています。
- ・ 利益相反があったとしても、その演題や講演を取り消すことはありません。

## 3. 開始時期

- ・ 平成23年に開催される第13回褥瘡学会学術集会から、すべての発表・講演について、発表者や講演者は利益相反に対応しなければなりません。
- ・ 当面は学術集会だけとします。よって、地方会は含みません。

## 4. 対象

- ・ 一般演題（ポスターを含む）・特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップとします。
- ・ ランチョン等企業セミナーは対象外になります。
- ・ その発表・講演する内容に関してのみとします。

## 5. 一般演題（ポスターを含む）に対する利益相反の適用

### 1) 範囲

利益相反の有無として、その研究発表が企業等からの研究費の助成、その他の援助（機材の提供、施設の使用等）がある場合、利益相反があるとします。

注) 使用目的を特定しない寄付、公的研究費はこれに該当しません。

### 2) 解答例

利益相反なし。

または、

利益相反あり。

この研究は〇〇会社の資金提供を受けた。

この研究は△△会社から××物資の提供を受けた。

### 3) 対応

抄録、発表スライド、ポスターに記載してください。この記載の文字数は、学会主催者の指定した合計文字数以内になるようにしてください。

## 6. 特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップの筆頭講演者への利益相反の適用

### 1) 範囲

- ・ 講演内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定し、4) の判断基準に該当する範囲とします。
- ・ 1 企業または団体で、項目ごとの判断基準を超えた場合が利益相反「あり」とします。よって、複数企業または団体にまたがって、項目の合計が基準を超えた場合、その状態は利益相反「なし」になります。

### 2) 開示の対象期間

抄録提出時より前年 1 年分とします。

### 3) 参考

日本医学会の利益相反に関する指針を基本とします。

日本医学会臨床部会 COI 委員会 「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン（案）」 [http://jams.med.or.jp/jamje/godo\\_jamje\\_05.pdf](http://jams.med.or.jp/jamje/godo_jamje_05.pdf)

### 4) 申告項目ごとの判断基準額（年間）

- (1) 役員、顧問職の報酬額→合計 100 万円以上
- (2) 株式、出資金、ストックオプション→100 万円以上、全株式 5%以上
- (3) 特許権使用料→合計 100 万円以上
- (4) 日当（講演料など）→合計 50 万円以上
- (5) パンフレットなどの執筆・原稿料→合計 50 万円以上
- (6) 臨床研究費（受託研究費、共同研究費など）総額→200 万円以上
- (7) 奨学（奨励）寄附金→申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）／研究室の代表者への支払い総額が年間 200 万円以上
- (8) 寄附講座:申告者らが所属

(9)旅行、贈答品などの提供→総額が年間 5 万円以上とする。

5) 解答例および対応

・ 発表スライド・ポスターでは  
利益相反なし。

あるいは

利益相反あり。

①顧問：なし

②株保有・利益：なし

③特許使用料：なし

④講演料：なし

⑤原稿料：なし

⑥受託研究・共同研究費：〇〇製薬

⑦奨学寄付金：〇〇製薬

⑧寄附講座所属：あり（〇〇製薬）

⑨贈答品などの報酬：なし

・ 抄録では字数が限られていますので、以下の開示だけにしてください。

利益相反あり。      または      利益相反なし。